

中間的論点整理を迎えた 債権法改正

法務省民事局参与

内田 貴

二〇〇九年一月からスタートした法制審議会の民法(債権関係)部会は、二〇一一年三月をもって第一ステージを終え、中間的論点整理を公表してパブリック・コメント(以下「パブコメ」という)

を求める予定である。通常、法制審議会の審議の途中で法務省が行うパブコメとしては、要綱試案や中間試案を対象とするものが多い。しかし、この度は、中間試案に至る前に、中間的論点整理を行い、

それに対するパブコメを実施することとした。このように、これまでの大きな立法における先例をも踏まえつつ、慎重な手順を踏むこととした背景について、説明しておきたい。

百年蓄積してきた法実務の 経験と実績を集積した 法典にする

債権法改正については、当初、学者グループの提案、とりわけ浩瀚^{かん}な理由書を付して公表された民法(債権法)改正検討委員会の試案をたたき台として、法制審の審議がいきかぜに進むのではないかと懸念を抱く実務家が多かった。しかし、それは杞憂^{きゆう}であり、公表されている民法(債権関係)部会(以下「部会」という)の議事録をご覧いただければ、検討委員会の元メンバーである委員や幹事も、部会では個人の資格で自由に検討委員会試案を批判しているし、また、法務省事務当局に、部会の審議を特定の方に誘導する意図がないことも、理解していただければだろう。

そもそも、今次の債権法改正は、『坂の上の雲』の時代に西洋から民法典を継受したわが国が、その後一世紀あまりにわたって、その民法を運用する中で蓄積してきた法実務の経験と実績を法典に反映

させ、世界に向けて発信しようというものである。膨大な判例法と解釈論で補われてきた民法典を、透明性の高い公正なルールの法典として再生させ、法の支配の貫徹する日本の市民社会の基本法典にふさわしいものとすることは、次世代の日本人に対する現代のすべての法律家の責任であろう。そして、そのためには、特定の案にこだわることなく、英知を集積しなければならぬ。

しかしまた、それだけに、十分な議論を尽くした慎重な審議が各方面から求められた。そこで、部会では、冒頭の二回を費やして改正の必要性について十分な意見交換をするとともに、答申の時期を定めず慎重な審議をすること、そして、いきなり中間試案を目指すのではなく、まず、審議の対象となる論点を整理すべく、改正に向けていわばゼロからの議論を積み重ねるという方法を選択した。す

なわち、約一年間をかけて、一通り、考えられるすべての論点について意見を交わし、論点の整理を行うこととしたのである。

毎回、午後一時から六時まで約五時間をかけ、一八回を費やして論点整理に向けた議論を重ねてきた。もちろん、対象領域は広範囲にわたるから、それでも十分な議論ができなかった問題も多い。しかし、今後の審議の対象となる論点を整理するという目的は、ほぼ達成できているのではないかと思われる。

パブコメは 立案の賛否ではなく 次段階での論点を 問うもの

パブコメに付すことになる中間的論点整理の趣旨については、部会の内部でも、論点整理案の審議を始めたころには理解の食い違いも見られた。すなわち、約一年間の審議の中で、改正を要する問題が数多く存在するという認識が共有されたためか、審議に参加している委員・幹事の中には、各論点の中身、とりわけ複数の立法提案

(※) 頁数が多い。

会社法制見直しの最新動向①

弁護士 太子堂 厚子

平成二二年四月から、法制審議会において会社法制見直しの議論が行われている。その主要な検討事項について解説する。

会社法施行から五年近くが経過した今、法制審議会会社法制部会において、会社法制の見直しの審議が行われている。平成二二年二月二四日の法務大臣による法制審議会における諮問を受けたものであり、当該諮問において「会社を取り巻く幅広い利害関係者から一層の信頼を確保する観点から、企業統治の在り方や親子会社に関する規律等を見直す必要がある」とされているとおり、見直しの柱は「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」（企業結合法制）である。

会社法制部会においては、平成二二年四月二八日から論点の洗い出し作業が行われた上、個別の論点についての第一巡目の議論（第一読会）が同年二月まで行われ、平成二三年一月から、第二巡目の議論（第二読会）が行われている。同年夏前ごろには、中間試案が公表される見込みである。

本稿では、改正の方向性について審議中の段階ではあるが、会社法制部会における主要な検討事項について解説することとする。なお、本稿の意見にわたる部分は筆者の個人的な見解に基づくものである。

あり、筆者の所属する法律事務所の見解ではない。

「企業統治の在り方」に関する論点

今回、「企業統治の在り方」が見直しの対象とされた背景には、日本の証券市場が長期にわたって低迷している中、内外の投資家から、わが国の上場会社等のコーポレート・ガバナンスについて強い懸念が示されており、これが日本株全体の評価を低下させる要因となっ

ているとの指摘があることが挙げられる。

会社法制部会においては、コーポレート・ガバナンス向上のため、経営者への牽制機能を強化する観点から、複数の検討事項が審議の対象となっている。

1 取締役会の監督機能

（1）監査役設置会社における社外取締役の選任の義務づけ
現行法の下で、委員会設置会社と監査役設置会社の選任は任意であり、前者については、各委員会

の委員の過半数は社外取締役であることが求められるが、後者については、社外取締役の選任は任意である。そして、わが国の上場会社において、委員会設置会社を選挙する企業はわずかであり（平成二二年九月現在で東証上場会社全

体の二・二％）、大多数を占める監査役設置会社において、社外取締役を選任する会社は過半数に達していない（平成二二年九月現在で監査役設置会社である東証上場会社の四七・六％注1）。

なお、わが国において、監査役設置会社については、三名以上の監査役の過半数以上を社外監査役とすることが義務づけられているが、海外の投資家等からは、代表取締役等の業務執行者の任免権を持たない監査役による監督には実効性に疑問がある等の指摘がなされ、諸外国と同様に取締役の一定数を（独立）取締役とすることを求める声が強まっていた。

そこで、監査役設置会社の取締役のうち、一定数・一定割合を社外取締役とすることの義務づけの要否が検討事項とされている。会社法制部会においては、社外取締役に期待される機能を、

- (1) 経営効率向上のための「助言機能」
- (2) 経営者の選解任や取締役会における重要事項の決定に関する議決権行使等を通じた「経営全般の監督機能」
- (3) 会社と経営者または経営者

表 会社法制部会における「企業統治の在り方」に関する主要な検討事項

| I 取締役会の監督機能に関する検討事項 | |
|---------------------------------|--|
| ① | 社外取締役の選任の義務づけ |
| ② | 社外取締役の要件の見直し（社外取締役の独立性の強化） |
| ③ | 監査・監督委員会設置会社制度（仮称）の創設 |
| II 監査役の見直しに関する検討事項 | |
| ① | 取締役の職務執行の監査に関する監査役の権限の見直し ・取締役会決議による代表取締役の選定および解職への関与 ・取締役解任の訴えの提起権の付与 |
| ② | 監査役の見直しを支える体制に関する規律の在り方 ・内部統制システムの運用状況の内容の概要等の事業報告における開示等 |
| ③ | 監査役による監査のための情報収集の充実 ・一部の監査役の株主総会選任議案に従業員が決定すること（従業員選任監査役制度） |
| ④ | 会計監査人の選解任等に関する議案等および報酬等の決定権限の付与 |
| III 資金調達の場合における企業統治の在り方に関する検討事項 | |
| ① | 第三者割当てによる募集株式の発行等に関する規律の見直し ・一定割合以上の株式の発行等がされる場合に株主総会決議を要すること等 |
| ② | 株式の併合に関する規律の見直し |
| ③ | 仮装払込みによる募集株式の発行等が行われた場合に関する規律の見直し |
| ④ | 新株予約権無償割当てを用いて行う資金調達（ライツ・イシュー）の円滑化 |

わが国の証券市場を活性化するため、企業統治の在り方を見直すべきとの問題意識が、議論の背景にある。



（注1）東京証券取引所「上場制度に関する投資家向け意見募集に対して寄せられた意見の概要及び東証上場会社の状況」9頁（平成23年1月23日、法制審議会会社法制部会第9回会議の参考資料）。